

クレモナ司教リウドブランドの『報復の書』

——オットー時代の一歴史敘述における動機と志向について——

上原 専 祿

クレモナの司教リウドブランド (Lindprandus Cremonensis episcopus, c. 920-c. 972) の著作として知られているものとして、『報復の書 (Antapodosis)』、『オットー史 (Historia Ottonis)』及び『コンスタンチノール使節報告 (Relatio de legatione Constantinopolitana)』の少くも三書があり、『モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ』の學校用版では、ヨーゼフ・ベッカー編修の下に、この三書がこの順序で『リウドブランド全集』の中に收められてゐる (Lindprandi Cremonensis episc. opera. Editio tertia. Recogn. J. Becker. 1915)。

以上のうち『報復の書』は、その第一巻の序詞に『全ヨーロッパの諸帝及び諸王の事蹟を、疑わしい傳聞によつてではなく、目睹によつて知つてゐるものとして、記述する』と書かれてゐるように、およそ八八八年から九五〇年頃に及ぶ一種の普遍的敘述といふべきものであるが、史料としての價値は頗る疑わしいとせられるのが普通であつた。即ち、この書におけるリウドブランドの判断が時に正當で適切であり、歴史事情についての見解が時に安當であるこ

クレモナ司教リウドブランドの『報復の書』

とを容認するにやぶさかでないワッテンバッハも、『編じて、どの點についてもかれ(リウドブランド)に信頼しては
いけない。ウィドッキンドと同様にかれはただ口頭報道にしたがつて記述しているのであり、特に遠いところの出来
事については大きい誤謬を犯している。……憤激のうちに、個々の大したことでもない事件の場合に、かれは過當な
非難を行つてゐる。またかれは好んで、逸話——それが邪意のあるものであれば、特に——を報道し、事件を美辭麗句
をもつて飾り立て、氣取つた、事態に不適合の話し方をする』と述べてゐる (W. Wartenbach, Deutschlands Ge-
schichtsquellen im Mittelalter, I. Bd., 6. Aufl. 1893, S. 425)。また『ロヴェンテンと主として南部メッリア、
ドイツ及びガリヤ東南の歴史にとつて有用である』ことを認めてゐるモリニエも、『報復の書』については『初めの數
卷におけるクロノロジの多數の誤謬。續く諸卷はこの點についてはより正確であるが、著しく偏頗で、著しく辛辣。
作品はしばしばマンフレットのよほにみえる』と冷評をこめてゐる (Les sources de l'histoire de France depuis
les origines jusquen 1815. Première partie; De origines aux guerres d'Italie, par A. Molinier, I., 1901, p.
274-5)。更にカール・ヤンもこの書について『しばしば信用しがたぐ、概して、主觀的に彩られてゐる』と記し
てゐる (Karl Jakob, Quellenkunde der deutschen Geschichte im Mittelalter, I. Bd., 3. Aufl. 1922, S. 110 =
II. Bd., 4. Aufl. 1949, S. 11)。

次に、九六三—九六四年における、オットー一世のイタリヤでの事蹟を記した『オットー史』についても、『報復の
書』の場合と同様の批評が行われて來た。即ち、ワッテンバッハは『この書では、かれ(リウドブランド)はより適
わしい言葉を用いるように努めた、かれはギリシヤ語の美辭も詩句も持ち出してはゐないし、激情を和けてゐる。

しかもかれ獨特の文體はいたるところに現われているし、ローマ詩人への暗示をここでもかれは止めていない。かれは皇帝（オットー一世）の勅命により、または皇帝の眼識に叶うように記述したのであるから、その敘述は決して公平無私というものではなかつた。かれは多くのことについて黙している。そこで、この一見純粹に客觀的で事務書類的な物語も實は黨派文書に過ぎないということ、またかれは、多くの事件や事情に敢て言及しなかつたということ、それを忘れてはならない』と批評してゐる（W. Wattenbach, *ibid.*, S. 426）。またモリニエは『皇帝と著者との行動を辯護するメモワールの類』と評し（A. Mohnier, *ibid.*, p. 275）、カール・ヤコブもその『史料案内』の第四版にいたつて、この書も『かれのすべての著述と同様に、大きい注意と慎重な批判との下においてのみ、利用せられろ』と附言してゐる（Karl Jakob, *ibid.*, II. Bd., 4. Aufl. 1949, S. 11）。

更に『コンスタンチノーブル使節報告』は、九六八年リウドブランドがオットー一世の特使としてビザンツのニケボロス・ボカス帝のもとへ派遣せられた顛末の報告と考えられて來たものであるが、この『報告』についても前二書の場合と同様の批判がなされて來た。たとえばワッテンバッハは、『この報告においてリウドブランドは、コンスタンチノーブルでかれが受けた冷遇のために惹き起された不快な氣分に、またもやわが身を任せてしまい、極端な嘲罵と侮蔑に流れている。ギリシア人の傲慢がかれを心の底まで傷つけた。そこでかれは雄辯を盡して、皇帝（オットー一世）に（二世）にギリシア人懲罰をすすめ、且つこの課題が容易で骨の折れぬ仕事であるように敘述する。したがつてかれの記述は誇張せられておる。特に、かれがニケボロス帝について描いている畫像は、その貪欲に關してだけは適切であるが、帝の戦争上の諸特質やビザンツ帝國の防衛力というものをかれは全然過少に評價している』と斷じてい

る (W. Wattenbach, *ibid.*, S. 426)。

以上のように、リウドブランドの三著は、三著ながらに、史料としての價値が低いと考えられるのが普通であつた。しかしながら、このような評價に對しては、もとより例外も存するのであり、三書中、一見最も虚構的と考えられる『コンスタンチノブル使節報告』に關しても、たとえばギーゼブレヒトの如きは、その『ドイツ皇帝時代史』のうち『報告』の記述をほとんどそのまま採用しているほどの信頼を寄せているのである (W. Giesebrecht, *Geschichte der deutschen Kaiserzeit*, I, S. 523—546)。そして、前記『モヌメンタ』學校用版、『リウドブランド全集』第三版の編修者ヨーゼフ・ベッカーは、リウドブランドに關するほとんどすべての研究と批判とを参照しつつ、それらの批判にもかかわらず、なお且つ三書が史料としての積極的價値をいかなる點でどのように有しているかについて序説で指摘を行つてゐるのであり (J. Becker, *Lindprandi opera*, Einleitung, XVI—XXIII)、「われわれはその指摘にしたがつて、『報復の書』がたとへば十世紀前半のイタリア及びドイツ政情の史料としていかなる價値を有しているか、また『オットー史』がオットー一世のイタリア政策の史料としていかに利用せらるべきであるか、更に『コンスタンチノブル使節報告』が當時のビザンツ宮廷の情況に關する史料としていかなる意義を有しているか、それらの大綱を知りうるのである。『全集』序説におけるヨーゼフ・ベッカーの指摘は、諸家によつて行われた史料批判の要約であり、三書の史料的價値に關するいわばバランス・シートであると言つてよい。

しかしながらここに深く考えねばならないのは、「史料批判」とは何か、「史料的價値」とは何か、という問題である。史料批判とは、一つの史料が一つまたは數個の歴史的事實をどの程度までありのままに傳えているかという情況

を確認する操作を意味するのであろうか。また史料の價值とは歴史的事實を傳達する性能度を意味するのであろうか。このような設問は更に、一方においておよそ「歴史的事實」とは一體何を意味するかという問題、他方において史料なるものは歴史的事實というものといかなる意味で對應するかという問題、を呼び起すであろう。これらの問題がいかにように答えられるにしても、歴史的事實なるものが史料を媒介とすることなしに單純にそれとして研究者の前に横たわつてゐるものでないことだけは、確かであろう。むしろ、歴史的事實というものは、つねに、そしてひとえに、史料に制約せられたものとして、また史料によつて構成せられたものとして——したがつて問題的なものとして——指定せられうるに過ぎないものであろう。したがつて、少くとも研究者の立場からするならば、歴史的事實の存在が前提となつて史料が形成せられるのではなく、逆に、史料——あらゆる意味での——の存在が前提となつて歴史的事實が構成せられるのである、と考うべきであろう。このような見地からするならば、史料批判の中心任務は、素朴に直觀せられた「歴史的事實」の傳達度を測定することのうちには存せず、むしろ史料そのものの内的性格をその歴史性において把握することのうちに存する、と言わねばなるまい。かような意味での史料批判によつて照らし出された史料の内的性格への歴史的認識を媒介として構成せられた歴史的事實は、素朴に直觀せられた「歴史的事實」としは懸けはなれたものでありうるであろう。そのことを實證するものはリウドブランドに關して言えば、マルチン・リンツェルの研究『リウドブランド考』であると思ふ (Martin Lintzel, Studien über Lindprand von Cremona, 1933 = Historische Studien, Heft 233, 76 S.)。

三箇から成るリンツェルの『リウドブランド考』は、もとよりかような歴史認識論をあらわに提示するものではない

クレモナ司教リウドブランドの『報復の書』

いが、およそ右に述べたような意味における史料批判の立場に立つて、第一に『オットー史』の批判を行い、第二に『コンスタンチノール使節報告』に對して鋭い批判を試み、この兩批判を通じてかちえた兩史料の内的性格への洞察と認識とに基いて、第三に皇帝政策に對するリウドブランドの位置を論定し、それによつて皇帝政策そのもののより深い認識に貢獻しようとする。その全内容をここに紹介する必要はもとよりないのであるが、特に注目すべき第二篇について言えば、リンツェルには、『コンスタチノール使節報告』の本文について形式及び内容の兩面にわたる緻密な分析と吟味を行つた結果、この史料をリウドブランドが九六八年オットー一世の特使としてコンスタンチノールに派遣せられた顛末をオットー一世と二世とに告げた「報告」と考え込んでいた從來の見解を根本から否認し、それを兩オットーへの「報告」というみせかけによつて讀者の信をかちとりつつ、全西歐にビザンツ帝國への不信の種を蒔こうとする宣傳文書に外ならない、と規定するにいたつた。『……それはビザンツへの反感と憎惡をあらゆる方向にわたつて煽り立てようとする一つの公的なバシフレットである。それは、オットーの使節がビザンツに對する武力闘争をジャーナリスト的手段によつて支援する、一つの闘争書である。そして、東方に對するオットー外交の政治的宣傳——もしそのように名づけようとするならば——の一つの文書である』(Martin Lintzel, *ibid.*, S. 54—5)。かくてリンツェルの批判によるならば、『報告』は、たとえばワッテンバッハが素朴に想定するように、ビザンツ宮廷で受けた冷遇による不快の氣分のあまり、嘲罵と侮蔑をほしのままに書いたところの、史料としては信頼しがたい記述であるのではなく、むしろ政治的にいわば冷厳に打算せられたところの、一つの作品としての歴史的事實そのものを形作つてゐることになる。『報告』は、たとえばビザンツの宮廷内外の事情に關する史料として何ほどのか

「價值」をもつものとして意味があるのではなく、一つの政治的事實そのものとして——即ち、或はオットーの東方政策の一環として、或は高期中期における「二つの世界」の鋭い對立と抗争の一端として——、直接的な意味と價値を有つものとなるのである。

以上のように、リンツェルの『リウドブランド考』は、決して數少くないリウドブランド研究 (J. Becker, *Brand-
prandi opera, Einleitung*, XXXVIII—XL, 參照) の中でも、近代歴史學の學問意識の精彩ある發現として、きわめて出色のものであると考えられるが、しかもそれは少くとも二面において深い問題を殘しているように見える。リンツェルは『コンスタンチノーブル使節報告』に對して史料批判を加えるに方つて、批判の中心を成立事情の究明という一點に求めたわけであるが、成立事情の究明そのものは政治史的にオリエンティールンゼンに於いて残している。その方法自體に問題はないと假定しても、政治史的オリエンティールンゼンに際してリンツェルが、リウドブランドの——もしくは、より廣く、オットー時代の——政治心理と西歐近代のそれとの間に存在するであらうところの時代差という要素を殆んど考慮の中に入れていないように見えることは、大いに問題であらう。これが第一の問題である。次に、リンツェルは『報告』の成立事情を究明するに方つて、政治史的にのみオリエンティールンゼンに於いて残っているのだから、ここにも問題が存する。果して、リウドブランドの『報告』は、『政治的宣傳文書』としてだけ成立したのであらうか。これが第二の問題である。この第二の問題は、リウドブランドを含むオットー時代の著述家における政治志向と歴史敘述との關係はどういうものか、また總じて、その時代における歴史敘述を動機づけているものは何かという問題を含意するであらう。リンツェルも、このような二様の問題が殘されていることを自ら意識しており、その解明のため

にはオットー時代の全歴史敘述を検討する必要の存することを認めている (M. Lintzel, *ibid.*, S. 56)。しかもリンツェル自身は、この何れの問題にも立ち入らなかつたばかりではなく、かの『リウドブランド考』においては、『報復の書』の考察すらなされてはいないのである。

そこで私は、リンツェルの場合に未考のままにせられて第二の問題を念頭に置きつつ、『報復の書』に若干の吟味を加え、この歴史敘述を動機づけているものは何か、という問題を解明するための手がかりを見出したいと思う。

二

リウドブランドの『報復の書』(Antapodosis)は、ヨーゼフ・ベッカーによつてA・B・Cと名づけられている三系統の手書本によつて傳承せられているのであるが、そのうち最古のものは十世紀におそらくはイタリアで手書せられ且つベルツによつてリウドブランドの自筆と誤認せられたミュンヘン本 (München, lat. 6388) であると考へられる (J. Becker, *Lindprandi opera, Einleitung*, XXIV—XXXI)。ベッカーの刊本はこのミュンヘン本を底本として、現存する一切の手書本を参照して成つたものである (*ibid.*, XXV—XXXVII)。

このベッカーの刊本によると、『報復の書』は六巻から成つており、第一巻は目次・本文とも四四章、第二巻は目次・本文とも七三章、第三巻は目次五三章・本文五二章、第四巻は目次・本文とも三五章、第五巻は目次・本文とも三三章、第六巻は目次一〇章——但し、ミュンヘン本は九章——・本文一〇章より成つてゐる。第六巻の章數が他の

諸卷に比して著しく少いのは、傳承上の理由によるのではなく、『報復の書』原本自體が未完成であることに基く。そしてこの書は、單に敘述が完了していない意味で未完成であるばかりではなく、敘述せられた部分に對する著者の推敲が終つていない意味においても、未完成である。この未完成の六卷の歴史敘述の全體に通じるものとして、A・B・C何れの系統の手書本にも次の題簽とヘルウィラの司教レケムンドへの獻詞とが冠せられてゐる。“In nomine patris et filii et spiritus sancti incipit liber antapodoseos, avraπoδoσeas, retributionis, regum atque principum partis Europae, a Lindprando, Ticensis ecclesiae diacone, en ti echnalosis autē ēv τῆ ἐχουαλοσία avTov, in peregrinatione eius, ad Recemundum, Hispaniae provinciae Libertitanae ecclesiae episcopum, editus.”この歴史敘述が『報復の書 (Antapodosis)』と通稱せられるのは、この題簽に基く。著者リウドブランドが『パウロア聖堂の司祭 (Ticensis ecclesiae diaconus)』と稱せられてゐるのは、この書が記述せられたとき著者はこの地位にあつたからであるが、この點には、後で述べるように、本書の成立事情を考える上に重要な問題が含まれてゐると考えられる。

以上のような題簽によつて導入せられた『報復の書』全六卷をリウドブランドが記述するにいたつた動機、またその記述によつてかれが追及しようとした志向や意圖を検討するに先きだつて、先ずその構成について觀察すると、第一卷の第一章は「序文」であり、ここにリウドブランドはこの歴史敘述を企圖するにいたつた動機、その企圖を通じてかれが追及しようとした志向や意圖を自分自身の言葉で述べてゐる。その志向や意圖を具體的事例をもつて説くことによつて、本書への理念的・並に事物的序説を巧みに形作つてゐるのが第二——第四章であり、ここにサラセン人によ

Fraxinetum——即ち、南佛リュネ——の占據事情が説かれている。この事件をヘッカーは九〇〇年頃と推定し
 して (J. Becker, Lindprandi opera, p. 5)、八八九年頃と考える一説も存する (Die Geschichtschreiber der
 deutschen Vorzeit, Bd. 29: Aus Lindprand's Werken, übersetzt von K. v. d. Osten-Sacken, neubearbeitet
 v. W. Wattenbach, 4. Aufl. S. 6)。何れにしても、この事件のあつた時代が、本書が上限とする時代であり、第五
 章はまさにその時代における世界情勢の概略を説いて、ビザンツのレオ・ポルピロゲニトス帝、ブルガリアのシメオ
 ン、ウンゲルン族、ドイツのアルヌルフ王、メーレン族のケンテバルド公、イタリアのベレンガル(一世)とウイ
 ドの「兩帝」、最後に教皇フォルモスの名を列擧し、最後に、『これら帝王の各々の治下で何が生じたかを簡潔に記
 しようとするのである』と結んでいる。かくて第五章は普遍的敘述としての『報復の書』の視野と方法とを述べたもの
 として注意を要するのであるが、しかも第六章から始まるいわば各説の部分においては、上記の諸帝王に一律平等の
 注意が拂われているわけでは決してなく、ビザンツ、ドイツ、及びイタリアの三地域を支配する諸帝王の動靜を中心
 にして敘述がなされてゆくのである。しかも、その記述はまさしく諸帝王の動靜に注意を拂うものなのであつて、國
 家の盛衰、民族の起伏というものを扱つてゐるのではない。かくて第六章から第十二章にかけては、ビザンツのレオ・
 ポルピロゲニトス帝(八八六—九一二年)の言動を中心とし、それに先行するビザンツ諸帝のそれを含みつつ、記述
 が行われ、第十三章においては、ドイツのアルヌルフ王の事蹟——特に、八九二—三年における——が敘述せられ
 る。そして第一卷の殘部(第十四章から第四十四章にいたる)は悉く、イタリアに支配權を確立せんとして抗争する
 諸君主の行動の記述に費されており、そこではおよそ八八八年から八九八年にいたる、カメリノ及びスポレトの邊境

伯ウイド、フリアウルの邊境伯ベレンガル一世、ドイツのアルヌルフ王、ウイドの息ランベルトたちの言動と事蹟の記述にあてられている。また、教皇フォルモスス、同セルギウス三世について敘述せられるのも、この部分においてである。

次に七三章から成る第二卷もまた、諸君主の事蹟と言動とを中心として敘述を行うものである點、第一卷と異なるところがない。即ち本卷の前半を占める第一章から第三十一章にいたる部分は、およそ八九九年から九三五年にいたる期間につき、ドイツにおける諸君主の行動の記述にあてられており、そこではルードヴィッヒと兒王（九〇〇—九一一年）、コンラッド一世（九一一—九一八年）及びハインリッヒ一世（九一八—九三六年）の政治的活動をめぐつて敘述がなされており、後半を占める第三十二章——第七十三章はイタリアにおけるルドウィゴ盲王、ベレンガル一世及びロドルフ二世、及び教皇ヨハネス十世の言動を中心に記述を行い、およそ、九二四年ベレンガル一世の死に及んでいる。

かくて第三卷に入るのであるが、五二章の本文から成る本卷の大部分もまた、第二卷の後半の敘述に引き續いて、九二四年から九三五年にいたるイタリアの政情をロドルフ二世及びフゴの行動をめぐつて記述することに費されている。もとより、第二十五章から第三十八章にいたる一四章は、ピザンツの敘述にあてられている。しかしながらこの部分においても、事實、記述せられているのは皇帝ロマノス一世の行動であり、しかもロマノス一世の事蹟がまさにここに傳せられるにいたつたのは、本卷第十二章以來リウドブランドが熱心に敘述を行つて來たフゴに、あたかもリウドブランドの實父を修好使節としてロマノス帝のもとへ派遣したという一事蹟があることに起因する（第二十二章

参照)。かように、第三卷は第二卷の後半に引きつづき、イタリアに支配權を確立せんとする諸君主の事蹟につき敘述を行うものであるが、特に注意を要するのは、その第一章であり、ここにリウドブランドは、本書が何故に『報復の書』と名づけられているかの理由を説明している。その陳述は、前に指摘した第一卷第一章、その第二―第四章とともにこの歴史敘述が行われるにいたつた動機、敘述によつて實現しようとした志向を示すものとして、特に検討を要するものであるが、その點についてはやはり後段で考えよう。

更に進んで第四卷に入ると、その第一章はまたもや一種の小序を含んでおり、そこでリウドブランドは、以上の記述は傳聞によるところのものであるが、以下の敘述はその場に居合せたものとして説くのである、と注意している。かくてリウドブランドは第一章の後半から第十四章に及んで、九三一年から九三七年にいたる、イタリアでのフゴの事蹟を記し、第十五章から第三十五章にかけて、九三六年から九三九年にいたるドイツのハインリッヒ及びオットー一世の事蹟について記述する。オットーに關する記事は尙お、第五卷の第一章に續くのであるが、しかも第二章から第三十五章にいたる第五卷の殆んど全體は、イタリアにおける九三九―九四七年の出來事の記述にあてられており、殊にフゴと、リウドブランド自身が仕えるにいたつたベレンガル二世との言動について敘述が行われている。そして、本卷においても、その第二十一章―第二十五章にビザンツ宮廷について記述があるのは、フゴがその息女ベルタを小ロマノスに嫁がせた事實が機縁になつていたのである(第二十章、参照)。

更に進んで第六卷にいたると、その第一章にまたもや長文の『序言』があり、そこでリウドブランドは第六卷を記述する心情について告白を行つてゐる。この告白の部分もまた、後述するように本書の成立事情を考える上に一つの

支點を提供するものである。第二章以下の本文においては、リウドブランドは先ず、九四九年かれがベレンガル二世の特使としてビザンツのコンスタンチノス・ポルピロゲニトス帝のもとへ派遣されるにいたつた事情を述べ（第二章―第四章）、次いでかれがビザンツ宮廷においていかにベレンガルのために行動し、コンスタチノス帝によつていかに好遇せられたかを敘述しているのが（第五章―第十章）、そこで敘述の筆は急に斷たれているのである。

以上は、『報復の書』の構成の概略であるが、すでにこの展望によつて、われわれは本書構成上の若干の特徴を見出しうるであろう。第一に、本書はおよそ九世紀の末葉から十世紀のなかばにいたる期間を取り扱つた歴史敘述であるが、しかもその歴史敘述は年代の推移によつて自ら巻章の分かれるところの、首尾一貫した統一的制作品であるといふよりは、それぞれ一種の「序文」を附した數個の制作品のゆるい統合物であるといふような印象を與える。即ち、本書制作の動機を自記した第一巻第一章から第二巻の巻末にいたる部分、本書が『報復の書』と名づけられている理由を述べた第三巻第一章から、著者が仕え、やがてはうらみをいだくにいたるベレンガル二世の登場する第五巻の巻末にいたる部分、敘述を支える著者の心情を訴えた第六巻第一章から第十章にいたる部分、これらの三部分は單に年代の推移によつて設けられた段落を意味するものでもなければ、事件の展開に基いて區分せられた區劃を意味するものでもないように見える。それらは、著者と記述の對象とせられた人物との個人的つながりの親疎の差別を反映するところの、それぞれ多少とも獨立した作品を形作つていふような印象を與えるのであり、それらの部分毎に敘述のトーンとそれを裏づけるバーストとに相違が認められることはたしかである。第二に、本書は一種の普遍史的敘述であるには違ひないけれども、その視野はビザンツ、イタリア、ドイツに局限せられており、それも特に、イタリア

とドイツに記述が集中せられているのであつて、ピザンツはいわば副次的に顧みられるに過ぎない。しかも、イタリアとドイツについて記述が行われるというのは、兩地において政治的支配權の把握と確立をめぐつて抗争するところの君侯たちの個人的動向を敘述するという意味においてであり、兩地の政治的境位や情況の時代的展開がそれとして觀察せられているのではない。リウドブランドの關心は、どこまでも諸君侯の個人的動向につながれているのであり、したがつてその動向のおもむく儘に、或はピザンツが、或はブルグンドが、或はウンガルン族が、或はサラセン人が、或はその他の國や地域や民族が、敘述に上つて來るのである。いや、そればかりではない。君侯たちの個人的動向への關心は、單にそれらの政治的動靜を記述させるだけではなく、それらの倫理的・宗教的言動や心情についても多辯を弄させるのである。かくて、多くの逸事、多くの挿話がリウドブランドの歴史敘述の中に現われて來る。

しからば、このような構成と一般内容を有つ『報復の書』は一體いかなる動機によつて制作せられ、その制作を通じて一體何が志向せられたのであろうか。次にその點について考えよう。

三

リウドブランドの『報復の書』が、構成上、それぞれ多少の獨立性を示すところの、少くとも三個の部分から成つてゐるように見えることを、われわれは前節において觀察した。この情況を念頭に置いて、リウドブランドがこの書を制作した動機について考え、その制作の志向について考えてゆくと、ここに動機と言ひ志向と稱したものが決して單一ではないことを發見するであらう。

すでに述べたように、現存する A・B・C 何れの系統の手書本にも、“In nomine patris et filii et spiritus sancti incipit liber antapodoseos, *αὐταπόδοσος*, retributionis, regum atque principum partis Europae, a Lindprando, Thicensis ecclesiae diacone, en ti echnalosisia autē ēv τῇ ἐχθραλοσίᾳ αὐτοῦ, in peregrinatione eius, ad Recemundum, Hispaniae provinciae Libertitanae ecclesiae episcopum, editus” (J. Becker, Lindprandi opera, p. 7) という題簽とエルウィラ司教レケムンドへの獻詞とが劈頭に掲げられており、この題簽と獻詞が六卷の『報復の書』の全體にかかるものであるような外觀を呈している。『父と子と聖靈とのみ名において、ヨーロッパ地方の諸王及び列侯へのアンタポドシス——即ち報復の書——始まる、この書は、バウイア聖堂の司祭リウドブランドによつて、エン・テー・エクマロシヤ・アットゥ——即ちかれの流浪中に——、イスパニアのエルウィラ聖堂の司教レケムンドに獻げられたものである』というのがその意味であろう。文中、ギリシア語句を頻繁に使用し、それに音譯を附し、更にラテン語譯を掲げるリウドブランドの行文が、かれの銜學的性向を示すものであるかどうかの問題を別にして、『アンタポドシス』即ち『報復の書』という名稱が一つの史書に與えられたというようなことは、當時の西歐世界においてはもとより、ビザンツにおいてもなかつたように見えるのであり (Louis Bréhier, La civilisation Byzantine, 1950, p. 317 seq. 参照)、それ自體説明を要する奇異な事柄であつたと言つてよい。著者リウドブランドはもとよりそのことを意識してゐたのであり、且つそのことを「説明」した。しかしながらリウドブランドが、この書名の由來を説明したのは、あるいは豫期せられるかも知れないように、第一卷の巻頭の「序詞」の部分においてはなく、第三卷の第一章においてであつた。

即ち、第三卷第一章の劈頭にリウドブランドは次のように記している『この著述の題名を、いとも聖なる神父よ、あなたはどこまでも不審に思われるに違いない。あなたは多分、こう言われるだろう、「この書は名高い人々の行状を述べているのに、何故アンタポドシスという題名がこの書に附與せられているのだろうか」と。これに對してわたしはこう答えたい。この著述の意圖 (intention) は、今イタリアで統治を行つているのではなく、暴政を行つてこのベレンガルの行状、そしてその妻たるウイラ——かの女はその測り知れぬ暴虐の故に第二のエザベルと呼ばれ、その飽くことを知らぬ食欲の故にその本來の名ラミアをもつて稱せられているものであるが——の行状、それを記述し、それを露わにし、それを聲高に號びたてようとすることである。かれらは、詐謀の毒矢をもつて、盜賊的な強奪をもつて、兇惡な陰謀をもつて、わたくしとわたくしの家を、親族と家族を、理由もなく惱ましたのであつて、そのことを辯舌も語りえないし、筆も記しえないほどである。その故にこの紙葉はかれらへのアンタポドシスたるべきもの、即ち報復たるべきものでなければならぬ。けだし、わたくしはわたくしに加えられた災害につき、テン・アセ・バイアン——即ちかれらの兇惡を——現在の人たちにも未來の人たちにも暴露するであろうからである。しかもこの書は、それに劣らず、至聖で至福な人たちにとつても、その人たちがわたくしに示してくれた恩恵の故に、アンタポドシスとなるであろう。……更に、この書がエン・テー・エクマロシア——即ち捕囚または流浪の中に——書かれたと呼ばれているのは、現在の追放を指すのである。しかり、わたくしはマインツから二十マイルの距離にあるフラントフルトで書き始め、コンスタンチノーブルから九百マイル以上の距離にあるパクソの島で、今日にいたるまで仕事をしつゝゐるのである。』(J. Becker, *Lindprandi opera*, p.73—4)。

以上のようにリウドブランドは、自分の史書に『報復の書』という書名が題せられた理由を説明すると同時に、この書を敘述するにいたつた動機と意圖とについて告白している。それと同時にかれは、本書著述の経過をも報告しているのである。一體、リウドブランドは、ヘッカーの考證によれば (*ibid.*, *Einführung*, VII—XII)、九二〇年頃、イタリアのパウイアでランゴバルド系の名門に生まれた。その父は九二七年、イタリアのフゴの特使としてコンスタチノーブルにおもむき、後にその養父もまた九四二年、やはりフゴによつてビザンツに派遣せられている。かようにリウドブランドの二人の父は王の信任を博したのであるが、少年リウドブランド自身もこの王の宮廷に入り、特にその美聲の故に王の寵愛をかちえたと自記している (*Antap.* IV, 1)。またリウドブランドはパウイアの宮廷學校で教育を受け、その文藝上の教養は養父の誇りとするところとなつた (*Antap.* VI, 3)。事實、古典——殊にラテンのそれ——の教養においてかれがいかに廣い幅を有していたかについては、『報復の書』自身が雄辯にそれを證據だてている。しかも榮達を希うリウドブランドは、それを保證するようにみえた聖職者の生涯に入り、パウイア聖堂の司祭たるにいたつた。しかしながら、九四五年、上部イタリアにおけるフゴの勢威が失墜し、それに代つてベレンガル二世が現われると、リウドブランドの兩親はかれをこの新なる權勢に任せ、『巨大な贈物をおくつて』ベレンガルの信を獲得させた (*Antap.* V, 30)。かくて九四九年、すでに前節で記した通り、リウドブランドはこのベレンガル二世の特使としてビザンツのコンスタンチノス・ボルピロゲニトス帝のもとへ派遣せられるにいたつたのであるが、その經費はリウドブランドの養父によつて負擔せられたようである (*Antap.* VI, 2—4)。しかるにビザンツから歸ると、かれは王ベレンガルと王妃ウィラとの不興を蒙るにいたり、かれの『流浪』の日が始まつた。かれが王たちの

不興を蒙むるにいたつた理由、不和の原因については不詳であり、『報復の書』自身も具體的には何ら語るところがない。ただ明白なことは、かれがベレンガルとウィラとに對して深い怨恨をいだくにいたつた、という事實だけである (Antap. III, 1; V, 10 seq.; VI, 1 seq.)。そしてこの怨恨に報いるに、かれはベレンガルとウィラの行狀を現在及び未來の人たちの前に暴露するという手段をもつてし、かくて『報復の書』が制作せられるにいたつたというのが、上掲第三卷第一章におけるかれ自身の説明であり、且つ告白である。

しかしながら、ここに問題になるのは、制作の動機や志向について第三卷第一章にリウドブランドが述べている事情は、果して『報復の書』の全篇に通ずるものであるかという點である。全篇の劈頭に掲げられている題簽と獻詞を讀むものは、報復への志向が全篇を貫ぬいてるのであるう、という印象を受けるかも知れない。しかしながら、題簽と獻詞に使用せられた語句と第三卷第一章に使用せられたそれとを慎重に比讀するものは、前者が後者へと展開したのではなく、後者が前者へと壓縮せられたのであるという想定に達せざるをえないであろう。換言すれば、あの題簽と獻詞は、第三卷第一章が書かれた後に、その語句の一部を使用して、添加せられたものと推察せられるのである (J. Becker, *Lindprandi opera, Einleitung*, XVII 參照)。そして、そのことを傍證するものとして、第一卷第一章には、題簽の趣意、第三卷第一章の『意圖』とは異つた別箇の制作動機が掲げられているという事實、第一卷及び第二卷のトーンとパトスは第三卷以下のそれと同一ではないという事情、それらを擧げることができらるであろう。

第一卷第一章の書き出しは次のようになってゐる。『エルウィラ聖堂の司教であつて、尊敬すべくまた一切の神聖でみちたレケムン下師に、己れの功績によるものでなくパウリア聖堂の司祭であるリウドブランドが、祝福をおくる。

二年の間わたくしは、いとも高貴な神父よ、全ヨーロッパの諸帝及び諸王の事蹟を、疑わしい傳聞によつてではなく、目録によつて知つてゐるものとしてわたくしが記述するようにと、あなたのもとめられた。その懇請に、自分の才能の乏しさのため従うことができなかった。ここに掲げられているエルウイラの司教レケムンドをリウドブランドがはじめて識つたのは、リウドブランドがイタリアの地をはなれて『流浪』の旅に出で、ドイツのオットーの宮廷を訪れたときのことであり、それは九五六年二月のことであつたと考えられている (J. Becker, Lindprandi opera, Einleitung, X)。そのときレケムンドはリウドブランドに對し、全ヨーロッパの諸帝及び諸王の事蹟を目撃者として記述するように懇請したのであるが、二年間それに應じることができなかった、というのがこの書き出しである。したがつてリウドブランドが第三卷第一章に『マインツから二十マイルの距離にあるフランクフルトで書き初めた』というのは、九五八年二月以前のことではありえない。何れにしても、レケムンドの勸説というものが、『報復の書』制作の直接動機を形作つていたことを疑う必要はない。しかしながら、レケムンドの『懇請』は、本書制作のいわば外的機縁をなすだけのものであり、制作の意圖または制作における志向については、別に考えなければならぬ。一體、本書制作のそもそもの意圖、その最初の志向はどういうものであつたであろうか。それをリウドブランド自身の言葉で告げるものが、前記の書き出しに続く「序文」の全體であり、それは二點に要約せられうるものである。即ち、リウドブランドは『より多く讀めば讀むほど、いよいよあらゆる新しい書物を追求する』讀者に對して、第一に娛樂のための書を提供すること、第二にキリスト教的教化のための書を提供すること、この兩者を並列的に志向した、と言ひうるであらう。リウドブランドが『より多く讀めば讀むほど、いよいよあらゆる新しい書物を追求するもの』と記し

たとき、かれの念頭には『哲學の渴愛者 (philosophy ydriopous)』としての讀書階級ともいふべきものが思い泛かべられていたであろう。もとより、このような「讀書階級」が十世紀の西ヨーロッパ世界にどの程度現實に存在していたであろうかという問題は、それ自體解明を要する問題——全體としては、いわゆるオットー期のルネサンスの實態を明かにする問題——であるに違いない。しかしながら、かれはこのような讀書階級の存在を想定して著述する。そしてその著述は、第一にかれらに娛樂のための書を提供しようとする意圖のものであるとして、かれは自ら次のように言う『もしもかれらが洗鍊されたトゥリウスの難解な讀書で疲れたとすれば、この書のような軽い讀みもので生氣が與えられるだろう』と。そしてかれは自著の效用を『喜劇の有益な笑』や『たのしい英雄史譚』に比定する。しかも、かれの意圖するところは、單に娛樂のための書を提供することだけではない。かれは第二に、「讀書階級」のためにキリスト教的教化のための書を提供しようとする。即ち、かれは古代の名將たちに劣らぬ現代の君侯たちについて黙すべきでないと主張するのであるが、それはまさに現代の君侯たちの場合には、『もしもかれらが敬虔な生涯をおくつたとすれば、われらの主イエス・キリストの恩恵が賞め讃えられねばならないし、もしもかれらが罪をおかしたとすれば、イエス・キリストによつてなされた矯正が記録せられねばならない』と、かれが考えるが故である。——以上のように、第一巻第一章において本書制作の意圖を記したりウドブランドは、第一巻及び第二巻の全敘述において、この二重の意圖を忠實に實踐している。第一巻及び第二巻における敘述の意圖は、かれが第三巻第一章において告白しているような著者自身の個人的怨恨への『報復』——しかしながら同時に、著者自身の個人的感恩への『報復』——というような生々しいものではなく、君侯たちの個人的動向と行狀とに對して間隔を置き、まさし

くそれに或は打ち興じ或はそれについて教訓しようとするものであつたのである。

しかしながら、君侯たちの個人的行状や動向が著者自身の個人的利害に關わつて來る段階に立ちいたると、リウドブランドはもはや君侯たちの行状や動向に關して或は打ち興じ或はそれについて教訓しようとする心のゆとりを有ちえなくなる。そして『報復の書』という題名の由來についての「説明」によつて導入せられる第三卷以降の場合が生じて來る。今やリウドブランドは君侯たちの言動につき、讀者とともに打ち興じ、それについて教訓を試みる代りに、或は賞讃の辭をおくり、或は非難の聲をあびせざるをえないような心情になる。その心情をともかくも客觀的なかたちで表明したものが、第三卷第一章における、本書制作の意圖に關するあの「説明」であつた、と考へうるであろう。しかしながら、利害關係の特に深いベレンガルの言動やウィラのそれが現實にリウドブランドの利益を侵すにいたつたその經緯を敘述する筈の最後の一般に立ちいたると、リウドブランドはもはや歴史記述者たることに不満を感じる状態に達したようにみえる。それが第六卷の記述におけるかれの心的情況であつたであろう。

リウドブランドは第六卷第一章を次のような言葉で始めている。『もしも主がわがためにわが仇のまゝに筵をもうけなかつたとしたならば、今立ちいたつた段落を記述するためには、わたくしは歴史記述者であるよりも悲劇作者でなければならなかつたであろう。というのは、わたくしが流浪してからどのように多くの苦勞が襲いかかつて來たかをわたくしは説くことができないし、また外的な人間ならば、書くよりもむしろ泣くだらうからである。』リウドブランドの表現に誇張があり、聖書や古典からの借句による修辭があることは、この一節についても否定できないけれども、これから取りかかろうとする一段の記述にかれが興奮していたことも争われないであろう。結局は未完成に終

つた第六卷が敘述せられたのは、その第四章にオットー一世のことを『その當時王であり、今皇帝であるところの、われらの主の (domini nostri, tunc regis, nunc imperatoris)』という言い方が見え、第六章にも『そのとき王であつたオットーの (tunc regis Ottonis)』という表現があることに基いて察すると、九六二年以後のことであつたに違いない。漸くその年代にいたつてリウドブランドは、四九四年かれがベレンガル二世の使節としてビザンツのコンスタンチノス帝のもとにおもむいたその時代の敘述に着手したわけであるが、第四章以下第十章の終末まで、ビザンツでの自分の経験を語る一種のメモワールに成り切つており、もはやそこには語り手と語られるものとの對立は認められないのである。一方において前引のような感情の激しい動きがあり、他方において事件を對象化する方法が放棄せられてしまつたとするならば、もはやどのような意味においても「歴史敘述」というものは存続することが不可能となるであろう。第六卷第十章をもつて敘述の筆が断たれてしまい、『報復の書』が永久に未完成の作品となつてしまつた事情のうちには、このような内的理由がないとは言ひえないであろう。